

特定技能外国人新任運転者研修に関する費用徴収規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会(以下「当連合会」という。)が出入国管理及び難民認定法の特定技能制度について実施する、1号特定技能外国人新任運転者研修(以下「新任運転者研修」という。)に関する審査及び修了証交付等の業務に係る費用の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 当連合会は、「特定の分野に係る特定技能外国人の受入れに関する運用要領-自動車運送業分野の基準について-」(以下「運用要領」という。)に基づき、業界団体として新任運転者研修の修了に関する審査及び修了証の交付等(以下「本業務」という。)を実施する。

(定義)

第3条

- 1 会員等 当連合会の定款第5条に定める第一種会員及び第二種会員並びに賛助会員のほか、第一種会員に加入している一般乗用

旅客運送事業者をいう。

- 2 非会員 会員等以外の者であって、本業務に係る申請を行うものをいう。

(費用の負担)

第4条

- 1 会員等からの申請に係る本業務に要する費用は、当連合会の会費により負担する。
- 2 非会員からの申請に係る本業務に要する費用は、会員等との負担の公平性を確保する観点から、人件費及び管理費を含む実費相当額の費用を徴収する。
- 3 前項の費用は、審査及び交付に要する合理的なコストに基づき算定するものとし、過大な負担とならないよう配慮する。
- 4 第2項の費用の額は、別表のとおりとする。

(徴収対象業務)

第5条 費用徴収の対象となる業務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 審査業務
- 二 修了証交付業務

三 前各号に附帯する台帳管理及び記録保存その他個人情報保護に必要な管理業務

(費用の額)

第6条 前条に掲げる業務に係る費用の額は、別表のとおりとする。

(費用の納付)

第7条

- 1 非会員は、前条の費用を当連合会が指定する口座に納付した上で、申請時にこれを証明する振込明細書その他これを証する書面を添付しなければならない。
- 2 費用の納付が確認できない場合、当連合会は当該申請の審査を行わないものとする。

(費用の不還付)

第8条 納付された費用は、当連合会の責めに帰すべき事由がある場合を除き、還付しない。

(費用の見直し)

第9条 費用の額は、業務の内容に変更があった場合及び業務に要するコストの変動等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 本規程は、令和 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に申請された案件については、第 6 条の規定にかかわらず、費用の納付を要しないものとする。

別表（第6条関係）

区分	金額（消費税10%込み）
審査費用	22,000 円
修了証交付費用	11,000 円
管理費	1,100 円